

玄海原子力発電所における緊急時対策所の整備計画について

当社は、重大事故等に対処するために必要な指揮命令、通信連絡及び情報の把握等の緊急時対策所機能を備えた、代替緊急時対策所を設置・運用しています。
 更なる安全性向上への取組みとして、川内同様、緊急時対策要員(指示要員、現場作業要員)がより一層確実に重大事故等に対処できるよう、要員の収容スペースの拡大や休憩室の整備等の支援機能を更に充実させた耐震構造の緊急時対策棟(指揮所)を、当初計画の免震重要棟に代わり新たに設置します。
 緊急時対策棟は、外部からのアクセス性等の敷地特性を考慮し、現在の免震重要棟設置予定地に設置します。
 なお、代替緊急時対策所については、現場作業員の休憩所、待機所等、自主的設備として活用します。

【耐震構造とした理由】

免震装置の場合は、将来にわたる維持・管理や取替え時の免震機能の維持に課題がある
 免震構造では、原子力施設としての安全性の検証に必要な実証試験や加振試験を実施する必要がある
 原子力発電所の重要な施設で既に実績のある耐震構造であれば、速やかに工事計画の審査対応を進めることが可能であり、更なる遅延を回避できる

【安全性向上の内容】

広くて使い易い居住スペースの確保：緊急時対策所機能面積：緊急時対策棟 約 820 m² 免震重要棟(当初) 約 620 m²
 機能分離による運用性の向上：当初計画は、緊急時対策所機能と支援機能の分離が明確でなかったが、指揮命令や情報・作業等の輻輳を防止するため、機能別にスペースを分離する。【地上1階：緊急時対策所機能(指揮所、会議室及び休憩室を分離して区画)、地下1,2階：支援機能(支援要員の収容等)】
 放射線被ばく管理対策の向上：身体汚染測定や防護服の脱衣等を行うエリアの拡張や、換気設備フィルタユニットの屋外設置等、被ばく低減対策を施す。

